

福岡県司法書士会との協定締結

太宰府市は、令和4年8月22日（月）に福岡県司法書士会と空家等対策に関する連携の協定を締結しました。

本市では令和2年3月に策定した「太宰府市空家等対策計画」において、4つの施策として「空家化の予防推進」、「空家等の適切な管理の促進」、「空家等の活用の促進」、「空家等を流通させる仕組みづくり」を位置づけし、空家等対策を推進しています。

協定の内容については、空家所有者からの相談や専門家の紹介依頼を受ける場合に、福岡県司法書士会様と本市とが、相互に連携・協力し、専門的な知識、技能及びネットワークを活用することで多岐にわたる空家対策を総合的に推進することを目的とするものになっています。

・ 協定締結式の様子



福岡県司法書士会 空き家相談連絡票

年 月 日

1 相談者

相談者	氏名	
	住所	
	電話番号	
所有者との関係	建物所有者の []	
	土地所有者の []	

所有者との関係記入例：本人、夫、妻、子 等

2 相談内容

内容	物件所在：太宰府市.....
	相続 ・ 後見 ・ 売買 ・ その他

3 その他

--

4 同意事項（市職員は、相談者に以下のことを確認しましたか？ はい）

- (1) 相談内容や聞き取り内容について、福岡県司法書士会へ提供すること。
- (2) 1回目の相談は無料だが、複数回にわたる場合や受任契約を結ぶ場合は費用が発生すること。
- (3) 太宰府市外に事務所がある司法書士が担当する場合もあること。

ヒアリング：太宰府市都市計画課 _____